

事 務 連 絡
平成30年3月30日

北海道運輸局各運輸支局

(企画) 輸送・監査担当 首席運輸企画専門官 殿

北海道運輸局自動車交通部

貨物課長

貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等
(以下、許可等申請という。)に係る添付書類の取扱いについて

許可等申請の添付書類のうち、施設の使用権原及び計画する事業用自動車の使用権原を証する書面等について、賃貸借契約書又は自動車リース契約書等(以下、契約書等という。)の写しの添付又は原本の提示を求めているところであり、契約書等の写しの添付又は原本の提示によって申請がなされた場合には、原本の確認を行っているところである。

原本の確認作業は、貨物自動車運送事業の根幹である事業計画の確保を担保する重要な作業ではあるが、申請者において契約書等の原本を所有していないこと又は貸主の都合等により原本の提示が困難である場合や、申請者及び職員に過大な負担を課す恐れがあることから、本年4月1日から許可等申請を受理する際には契約書等の原本の確認は行わないこととするので、事務処理にあたっては遺漏のないよう取り計らいたい。